

議案第80号

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料、使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき、公平性・公益性の確保の観点から、取手市ギャラリーの使用料の額を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

ギャラリー名	利用区分	1日当たりの使用料	
		市民（市内に住所を有し，通勤し，又は通学する者）	市民以外の者
とりでアート ギャラリー	Aスペース	1,500円	3,000円
	Bスペース	2,880円	5,760円
	A及びBスペース	4,380円	8,760円

別表第2（第4条関係）

ギャラリー名	利用区分	1週間当たりの使用料	
		市民（市内に住所を有し，通勤し，又は通学する者）	市民以外の者
取手駅市民 ギャラリー	東スペース	1,500円	3,000円
	西スペース	1,050円	2,100円
	東及び西スペース	2,550円	5,100円
藤代駅市民 ギャラリー	南スペース	600円	1,200円
	北スペース	600円	1,200円
	南及び北スペース	1,200円	2,400円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し，同日前の申請に係る使用料については，なお従前の例による。